

東アジア共有財産としての韓国大法院「徴用工裁判判決」

吉澤文寿

1. 韓国大法院「徴用工」判決から 1 年—その意味を改めて考える

・「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」を認定し、賠償支払を命じた。

→ 1：植民地支配（そして侵略戦争）の不法性、原告に対する日本企業の反人道的な不法行為の認定

2：加害者である日本企業に対する被害者の原告の個人請求権の認定

3：これらが日韓請求権協定によって解決されていないことの確認→韓国政府の外交保護権も存続

2. 日本政府の責任回避—「日韓」問題へのすり替え、後退する歴史認識

・日本企業と被害者との問題を、「無法な韓国政府」に責任転嫁。企業も追随。

・「旧朝鮮半島出身労働者問題」？—朝鮮人戦時強制動員とは何か。

・韓国政府が個人補償を拒否した？—日韓会談文書の正しく読むために。

※「対韓経済技術協力に関する予算措置について」（1960 年 7 月 22 日、北東アジア課）の元文書が開示決定されましたので、ご紹介します。

3. 「徴用工」判決は日韓市民連帯の成果

・21 世紀になっても、被害者の訴えが認められてこなかった。日韓両国の市民が被害者を支えて、戦後補償要求運動を推進した。

・韓国政府は 2005 年の日韓会談関連文書公開により請求権協定で解決されない問題の存在を確認。

・2012 年 5 月の大法院判決で、「徴用工」被害者の損害賠償請求権を認める。

・これから行われるべき日朝国交正常化交渉でも考慮されるべき判決となった。

4. 日韓市民の連帯、そして日本と南北朝鮮の市民たちが作る平和への展望を語ろう。

【資料1】日韓共同声明（1965年2月20日）

李〔東元〕外務部長官は過去のある期間に両国民間に不幸な関係があったために生まれた、韓国民の対日感情について説明した。椎名〔悦三郎〕外務大臣は李外務部長官の発言に留意し、このような過去の関係は遺憾であって、深く反省していると述べた

【資料2】日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本条約）

日本国及び大韓民国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び一九四八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号（III）を想起し、この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よって、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国	日本国外務大臣	椎名悦三郎 高杉晋一
大韓民国	大韓民国外務部長官	李東元
大韓民国	特命全権大使	金東祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条【外交・領事関係の開設】 両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条【旧条約の無効】 千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条【大韓民国政府の地位】 大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号（III）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条【国連憲章の原則】

（a） 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

（b） 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条【通商交渉の開始】 両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限り速やかに開始するものとする。

第六条【民間航空交渉の開始】 両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限り速やかに開始するものとする。

第七条【批准・効力発生】 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけ速やかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

一九六五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために	椎名悦三郎	高杉晋一
大韓民国のために	李東元	金東祚

【資料3】日韓財産及び請求権の解決と経済協力に関する協定（日韓請求権協定）

日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億円（一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円（一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができ。

(b) 現在において七百二十億円（七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第2条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことと

なることを確認する（以下略）。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に関する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第3条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第4条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

大韓民国のために

椎名悦三郎

李東元

高杉晋一

金東祚

【資料4】日韓請求権協定合意議事録(1) (抄録)

2 協定第2条に関し、

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

【資料5】日朝平壤宣言(2002年9月17日)

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなることの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係に

ある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣

小泉純一郎

朝鮮民主主義人民共和国

国防委員会委員長

金正日

2002年9月17日

平壤

2018.11.29 名古屋勤労挺身隊事件大法院判決

(速報訳: 翻訳者 河井章子 伊地知紀子、張界満、山本晴太)

大 法 院
第 2 部
判 決

事件 2015 年다 45420 損害賠償 (기)

原告、被上告人 別紙原告目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人法務法人 イウス

担当弁護士 イ・ソンスク、キム・ジョンホ、カン・ブウォン

法務法人 21 世紀総合法律事務所

担当弁護士 チェ・モク

法務法人ヘマル

担当弁護士 フン・ジウン キム・ジョンヒ

法務法人 ピッコウル総合法律事務所

担当弁護士 キム・サンフン

法務法人 カヒョン

担当弁護士 チェ・ソンヒ

法務法人 法家

担当弁護士 キム・ジョンウ

法務法人 サン

担当弁護士 チョン・タウン

法務法人 コンカム

担当弁護士 イ・サンカプ

弁護士 オ・テハン、チョン・インギ、ソ・ビョンソン、キム・

ヒョンム、パク・ジヒョン、フン・ヒョンス、イ・ソア、パク・

インドン、イム・テホ、イ・ソンスク、ムン・ヨンゴン

被告、上告人 三菱重工業株式会社

日本国東京都港区港南 2-16-5

代表取締役 宮永俊一

訴訟代理人弁護士 キム・ヨンガプ、イ・ジェホ、チョ・クイジャン

原審判決 光州高等法院 2015 年 6 月 24 日宣告 2013 나 5441 判決

判決宣告 2018 年 11 月 29 日

主文

上告を全て棄却する。

訴訟費用は被告の負担とする。

理由

上告理由を判断する。

1. 上告理由第1点について

原審は判示の理由を挙げ、亡金淳禮、亡金福禮と原告梁錦徳、原告李東運、朴海玉、金性珠（以下これらを併せて「原告ら」という）を労役に従事させた旧三菱重工業が日本国の法律の定めるところに従い解散し、その判示の「第2会社」が設立された後に吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続を経たとしても、原告らは旧三菱重工業に対する本件請求権を被告に対しても行使することができるかと判断した。

このような原審の判断に上告理由の主張のような外国法適用に於ける公序良俗違反の成否に関する法理を誤解する等の違反はない。

2. 上告理由 第2点について

原審はその判示のような理由を挙げ、原告らが本件訴訟に先立ち日本で被告に対して訴訟を提起し、本件日本判決で敗訴が確定したとはいえ、本件日本判決が日本による韓半島と韓国人に対する植民支配が合法だという規範的認識を前提としており、日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」「女子勤労挺身令」を韓半島と原告らに対して適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認することは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであり、従って我が国で本件日本判決を承認し、その効力を認めることはできないと判断した。

原審のこのような判断に上告理由の主張のような外国判決承認の要件としての公序良俗違反に関する法理を誤解する等の誤りはない。

3. 上告理由第3点について

原審は請求権協定によって原告らの被告に対する本件損害賠償請求権が消滅したかについて、判示のような理由を挙げて、原告らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の実行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であるという前提の下に、このような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれるとは認められないと判断した。

原審のこのような判断に、上告理由主張のような請求権協定の適用対象および効力に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

一方被告はこの部分の上告理由で、上記のような慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれるという前提の下に、請求権協定で放棄された権利が国家の外交的保護権に限定して放棄されたのではなく個人請求権自体が放棄（消滅）されたものであるという趣旨の主張もしているが、この部分は原審の仮定的判断に関するものであって、更に検討するまでもなく受け入れることができない。

4. 上告理由第4点について

原審はその判示のような理由により、被告が消滅時効の完成を主張し、原告らに対する債務の履行を拒絶することは著しく不当で信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されないと判断した。

被告による消滅時効完成の主張を採用しなかった原審の結論は是認できる。そこには上告理由で主張するような、消滅時効に関する法理を誤解し判決結果に影響を及ぼす誤りはない。

5. 上告理由第5点について

原審は判示のような理由を挙げ、原告が大韓民国から死亡慰労金、慰労金または医療支援金を受領して判示「支払請求書の第3項」のような内容の約定をしたことにつき、上記約定が日帝強占期国外強制動員に関する国家に対する権利を放棄する内容であるとしても、これをもって原告らの被告に対する損害賠償請求権まで放棄したとは認めがたいと判断した。

原審のこのような判断に上告理由主張のような太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律による権利放棄約定の効力に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

6. 上告理由第6点について

不法行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の金額については、事実審の裁判所が諸般の事情を参酌し、その職権に属する裁量によってこれを確定することができる（大法院 1999年4月23日宣告 98다41377判決など参照）。

原審はその判示のような理由で原告らに対する慰謝料を判示金額に定めた。原審判決の理由を記録に照らし検討すれば、この部分の判断に上告理由の主張のような慰謝料の算定における著しく相当性を欠くなどの違法はない。

7 結論

よって上告をすべて棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとして主文の通り判決する。

裁判長	大法官	盧貞姫
	大法官	朴商玉
主審	大法官	趙載淵

【日韓会談の経緯】¹

1945年8月14日の日本敗戦／朝鮮解放の後、日本は連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）によって占領された。一方、朝鮮は米ソ両軍による南北分割占領を経て、統一政府樹立に失敗し、1948年8月に大韓民国政府、同年9月に朝鮮民主主義人民共和国政府が成立した。1951年9月8日に日本との平和条約（対日講和条約）が調印され、同条約発効による日本独立が約束された。

日韓会談は対日講和条約調印後の1951年10月20日から、米国の斡旋により予備会談が始まり、在日朝鮮人の法的地位、基本関係、請求権（後に文化財が別途議題化された）、漁業、船舶という議題を確定させた。この頃はまだ朝鮮戦争が継続しており、「国連軍」の名の下に、日本の基地から米軍が発進していた。1952年2月15日から本会談（第1次会談）が始まるが、この日程は台湾の中華民国との講和交渉とともに、日本が東アジアにおける反共体制の拠点として、中華民国および大韓民国との国交を樹立させることを目指すものであった。

しかしながら、日韓会談は請求権および漁業問題で紛糾した。請求権交渉では、韓国側が「韓日間財産および請求権協定要綱」（いわゆる対日請求8項目）を提示したのに対し、日本側は在朝日本人私有財産に対する請求権を主張した。対日講和条約第4条b項にあり、南朝鮮を占領した米軍政府による日本人財産の処理の効力について、日本は承認していた。それにもかかわらず、日本側がこの主張をしたため、韓国側は大いに反発した。

漁業交渉は日韓漁業が競合する海域における操業について取り決めるものであった。だが、日本側はもっぱら1952年1月18日に韓国政府が設定した「平和線」（いわゆる「李承晩ライン」）の撤廃を訴え続けた。基本関係、在日朝鮮人の法的地位などで合意線が見えていたものの、結局、日韓会談が4月24日に決裂したことにより、4月28日の日本独立前に日韓国交正常化を実現させる試みは失敗した。

その後、約1年間の「冷却期間」を置き、日韓会談が再開したのは1953年4月15日からであった（第2次会談）。請求権交渉では双方の主張に対する実質的な議論が行われ、漁業交渉では漁業資源をめぐる議論された。7月27日の朝鮮戦争休戦に伴って一旦休会し、10月6日より会談が開かれた（第3次会談）。この会談で行った日本側代表の久保田貫一郎外務省参与による発言は、日韓会談を4年半も中断させる原因となった。

すなわち、10月15日の請求権委員会で久保田はカイロ宣言にある「韓国人の奴隷状態」という表現が連合国の戦時中の興奮状態で書かれたものであるとか、朝鮮における鉄道や港の建設、農地醸成などのために日本から多額の資金を持ち出したなどと述べ、日本の植民地支配が朝鮮人に恩恵を与えたことを強調した。韓国側はこの「久保田発言」に激怒し、日本側にこの発言の取り消しを求めた。しかし、日本側がこれに応じなかったことで、会談は完全に決裂してしまった²。

この後、日韓関係は非常に険悪となった。韓国政府が「李承晩ライン」侵犯を理由に日本

漁船を相次いで拿捕すると、日本の国会では「李承晩ライン」海域に自衛隊を出動させるかどうか論じられた。また、竹島／独島をめぐる領有権をめぐる口上書が日韓両国政府間で何度も往復した。さらに、日本政府は出入国管理令を適用して法的地位が未確定な在日朝鮮人を強制退去させようとする、韓国側はこれに反発した。

1957年12月31日の日韓共同宣言により、日本側は「久保田発言」と在朝日本人財産に対する請求権を撤回した。これにより、日韓会談は1958年4月15日に再開された（第4次会談）。日韓会談再開にあたっては、米国からの働きかけとともに、対米自立を掲げ、韓国を含む対アジア外交に積極的な岸信介政権の成立、そして「平和攻勢」としての対日関係改善を目指す朝鮮民主主義人民共和国の動きに対抗する韓国の李承晩政権の意図がある。

しかし、この年から在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への帰国問題が浮上し、1959年12月14日に帰国船第一便が新潟を出発した。この間、韓国政府がこの阻止を最優先したため、日韓会談は実質的に進展することなく、1960年に韓国で「4・19革命」が起こると、4度目の中断を迎えた。

韓国では李承晩政権が崩壊し、張勉政権が成立すると、対日関係改善を掲げた。日本では安保闘争によって倒れた岸政権に代わり、池田勇人政権が成立する。この頃、米国の財政悪化に伴う対韓援助削減が進行する一方で、朝鮮民主主義人民共和国の復興は比較的順調であった。1960年10月25日から日韓会談が再開されると（第5次会談）、日本、韓国、そして米国は韓国の経済復興のために会談の早期妥結を目指した。1961年5月16日に韓国で軍事クーデターが発生したことにより、会談は5度目の中断となった。だが、その後韓国で成立した朴正熙政権は、張勉政権の対日政策を継承しつつ、日韓会談の早期妥結にいっそう熱意を持って取り組んだ。

日韓会談（第6次会談）が1961年10月20日に再開されると、外務官僚による実務者討議と平行して、高位級政治会談が断続的に行われた。1961年11月12日の日韓首脳会談はその嚆矢である。とくに日韓会談の最大の懸案だった請求権問題が優先的に議論され、1962年10月20日および11月12日の大平正芳外相と金鍾泌韓国中央情報部長との会談により、日本が無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上の対韓経済協力を行うという合意線が確認された。これにより、請求権問題が大きく進展する一方で、被徴用朝鮮人の未払金、朝鮮人軍人・軍属の恩給等を含む韓国側の対日請求権についての実質的な討議は約1年で打ち切られてしまった。この討議の中で、日本軍「慰安婦」や朝鮮人被爆者らの被害については一切取り上げられなかった。その後、漁業問題が重点的に議論され、「李承晩ライン」撤廃を前提とする操業条件の妥結が少しずつ見えてきた。

しかしながら、日韓会談の妥結内容が明らかになると、日韓両国で激しい反対運動が起こった。とくに、韓国政府は国際共産主義勢力との対決を全面に掲げて日韓国交正常化の意義を強調したが、多くの国民が日韓会談を「対日低姿勢」「屈辱外交」と見なした。韓国の反対運動は漁民の生活と国土を守るラインとして意識された「平和線」撤廃に反対し、日本資本と提携しようとする国内資本家を糾弾し、日韓会談に介入する米国に抗議した。この運動

が反政府運動に転化した結果、1964年6月3日に韓国政府は戒厳令を宣布し、これを鎮圧する事態に至った。こうして、日韓会談は6度中断したのである（※）。

（※）韓国の反対運動が主張したことは次の3点である。第一に、李ライン撤廃反対である。日本ではこのラインが反韓感情を煽っていたのに対し、韓国では日本の漁業資本や技術に対抗し、漁民の生活と国土を守るラインであると意識されていた。第二に、「民族反逆的韓日会談」を推進している朴正熙政権と、日本資本と提携しようとしている国内資本家に対する糾弾である。そして第三に、日韓会談に介入する米国への抗議である。韓国の反対運動は、韓国への経済進出を図る日本を警戒したことはもちろんだが、「屈辱外交」たる日韓会談を推進しているのは朴正熙政権であり、米国であると見なしていた。

しかし、後述の通り、日本では韓国の反対運動の「反日」ばかりが注目された。李ライン問題とともに、韓国の反対運動は、日本の世論、そして日韓会談を追及する野党勢力によって、上記のように正しく理解されたのかどうか疑わしかった。当時、日韓会談反対運動に取り組んでいた吉岡吉典の論集³を読むと、隣国で意志を同じくする人びとが、日本で誤解と偏見にさらされている状況に強い問題を感じていたことがわかる。

1964年8月2日のトンキン湾事件をきっかけに米国がベトナム戦争に本格的に介入すると、韓国がこれを支援するために軍隊派遣を検討し始めた。また、1964年11月9日には首相の病気を理由に総辞職した池田内閣に代わり、佐藤栄作内閣が成立した。1964年12月3日に日韓会談が再開すると（第7次会談）、いよいよ妥結に向けて加速した。

1965年1月7日に外務省記者クラブで、日本側首席代表の高杉晋一三菱電機株式会社相談役が「日本は朝鮮を支配したというが、わが国はいいことをしようとした」、「創氏改名もよかった」などと発言したことが問題となった⁴。しかし、「久保田発言」とは異なり、日韓の外務官僚が緊密に連携し、この発言のもみ消しを図った。

1965年2月20日に、ソウルで日韓基本条約仮調印が行われた。同条約第2条の「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」という旧条約無効確認条項および第3条の「大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号（III）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」という韓国政府唯一合法条項は仮調印前夜に清雲閣という料亭で、椎名悦三郎外相と李東元外相が討議して最終的に決定したものであり、現在までこの会合に関する議事録の所在が確認されていない。

1965年4月3日には、請求権、漁業、在日朝鮮人の法的地位についての合意内容の仮調印が行われた。とくに請求権問題については、「桑港平和条約第四条に規定されているものを含めて完全かつ最終的に解決されたことになる」という文言が含まれた。また、文化財についても、「日韓間の文化財問題の解決および文化協力の増進に関連し、品目その他につき協議の上日本国より韓国に対し韓国文化財を引渡す」とされた⁵。そして、在日朝鮮人の法的地位については、「韓国籍」として登録した者のみ永住許可が認められ、法的地位が何ら改善されない「朝鮮籍」登録者との差別化が明確となった。

その後、日韓諸条約の条文化作業が進み、1965年6月22日に日韓基本条約および諸協

定の調印が行われた。なお、日本側が最後まで竹島／独島領有権問題の議題化を要求した経緯があり、同日に「日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文」が取り交わされた。ただし、日本側がこの「紛争」に竹島／独島領有権問題が含まれるとしているのに対し、韓国側はその見解を否定している。

日韓両国の批准国会はいずれも野党の強い反対に直面した。韓国では8月11日に特別委員会で政府および与党の民主共和党が抜き打ち的に批准同議案を通過させ、14日の本会議で与党のみが出席し、批准同議案を可決、成立させた。日本では日本社会党、日本共産党らが安保闘争以来の動員で反対運動を繰り広げたが、11月6日の衆議院特別委員会、12日の衆議院本会議、12月4日の参議院特別委員会、11日の参議院本会議で強行採決が行われ、批准案が成立した。そして、12月18日にソウルで批准書の交換が行われた。

このとき日本の反対運動は、日韓基本条約が何よりもアメリカ帝国主義の下でアジア人をしてアジア人と戦わせようとする反共軍事同盟であると主張した。一方、政府および与党の自由民主党は「当たり前でない状態を当り前の状態に直す」とか、「両国間の壊れた橋を作り直す」と宣伝し、日韓会談の意義や要点を強調しないように努めた⁶。当時の日本の世論の多くは、日韓国交正常化に無関心か、その是非を判断できなかった。それどころか、日本の反対運動は、日韓会談を「屈辱外交」とであると指弾する韓国世論の「反日」を強調したり、日本外交の対韓譲歩を批判したりして、より強硬な外交を求めることもあった。日本の交渉当事者もさることながら、日本の世論もまた戦争および植民地支配による責任の問題や在日朝鮮人の法的地位や処遇について意識していたとは言い難かった⁷。

なお、朝鮮民主主義人民共和国は一貫して日韓国交正常化に反対した。日韓諸条約締結翌日の1965年6月23日には、「今度の『韓日会談』で朴正熙徒党と日本政府間に締結された『条約』と『協定』が無効であることを厳粛に宣言する」という声明を発表した。また、中華人民共和国政府も1965年6月26日に日韓諸条約を認めないとする声明を発表した。

¹ 日韓会談の経緯について簡潔に整理した文献として、拙稿「日韓条約10問10答」（『歴史地理教育』第835号、2015年6月）、そして拙著『日韓会談1965 戦後日韓関係の原点を検証する』（高文研、2015年）の第1章「日韓諸条約はこうして結ばれた」などがある。

² 東郷和彦、波多野澄雄編『歴史問題ハンドブック』岩波書店、2015年、55頁。

³ 吉岡吉典『日韓基本条約が置き去りにしたもの 植民地責任と真の友好』（大月書店、2014年）。

⁴ 「36年間の朝鮮統治を謝罪することはできない 高杉発言の詳報」（『アカハタ』1965年1月21日付）。

⁵ 『国際問題』第62号、1965年5月、58～65頁。

⁶ 「日韓国交正常化に関する国内PR方針（案）」2頁（日本政府開示文書、文書番号1344、「日韓国交正常化PRに関し自民党との調整に関する件」1962年11月7日、官房総務参事官）。

⁷ 日本における日韓会談反対運動の問題点を内省的に批判した論考としては、旗田巍『日本人の朝鮮観』（勁草書房、1969年）、前掲吉岡吉典『日韓基本条約が置き去りにしたもの』などがある。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



資料 1

韓国の対日請求要綱 (8 項目)

要綱 1 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。

本項の請求は 1909 年から 1945 年までの期間中日本が朝鮮銀行を通じて搬出していつたものである。

要綱 2 1945 年 8 月 9 日現在の日本政府の対朝鮮總督府債務の弁済を請求する。

本項に含まれる内容の一部は次の通り。

(1) 通信局関係

(a) 郵便貯金、振替貯金、為替貯金

(b) 国債及び貯蓄債券等

(c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

(d) 海外為替貯金及び債券

(e) 大太平洋米國陸軍總司令部布告第 3 号によつて凍結された韓国受取金

※(f) その他

※(2) 1945 年 8 月 9 日以後日本人が韓国内各銀行から引出した預金額

※(8) 朝鮮から収入された国庫金中の裏付資金のない才出による韓国受取金関係

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

※(4) 朝鮮總督府東京事務所の財産

※(5) その他

要綱 3 1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された
金員の返還を請求する。

(1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から在日東京支店へ振替
又は送金された金員

※(2) 8月9日以後在韓金融機關を通じて日本へ送金され
た金員

※(3) その他

要綱 4 1945年8月9日現在韓国に本社、本店又は主たる
事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。

本項の一部は下記の事項を含む。

(1) 連合国最高司令部閉鎖機關令によつて閉鎖清算され
た韓国内金融機關の在日支店財産

(2) SCAPIN 1965号によつて閉鎖された韓国内本
店保有法人の在日財産

※(3) その他

要綱 5 韓国法人又は韓国自然人の日本國又は日本國民に対す
る日本國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、
補償金及びその他の請求權の弁済を請求する。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- (1) 日本有価証券
- (2) 日本系通貨
- (3) 被徴用韓人未収金
- (4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償
- (5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
- (6) 韓国人の対日本人又は法人請求

※(7) その他

要綱 6 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則。

要綱 7 前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を主張する。

要綱 8 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも 6 ヶ月以内に終了すること。

※印は第 6 次会談で韓国側が討議を留保したものである。

揚韓国人の範圍預り金、未払給与および恩給について支払い可能であるとした^註。第四次会談が始まる直前の一九五八年三月二二日付の「請求権問題に関する基本方針案」でも、外務省は「韓国人に対する日本政府の債務（国債、被徴用者の未払金等）は支払う^註」としていた。

「債務履行」から「経済協力方式」への方針転換

一九六〇年一〇月より第五次会談が始まり、一般請求権小委員会で韓国側が第一次会談で掲げた対日請求項目（九五ページ参照）を改めて示し、ようやく具体的な請求権論議が始まった。しかしながら、この時期に日本政府内では、とりわけ外務省と大蔵省が立場を調整するための打合会がたびたび行われた。この過程で外務省の「債務履行」案は急速に消滅していく。一九六一年二月七日に行われた外務省と大蔵省との打合会で、請求権交渉における議題の順位について次のような議論が行われた。

外務省側から、会談においては、比較的問題の少ない例えば、未払給与のようなものから先に取り上げて討議することにしてはどうかと述べたのに対し、大蔵省側より未払給与のごときは韓国側ですでにもらったような気になっており、このようなものから入ることは韓

国側に不当な希望を抱かせることになるのではなかろうか、むしろ、八項目の順位に従って、あれもダメ、これもダメとして進めていくことが交渉のタクティックとして有利ではなかろうかとの意見が述べられた^註。

外務省が「未払給与のようなもの」から議論しようとしたのに対し、大蔵省はこれに反対し、むしろ韓国側の請求項目を一つずつ否定するかたちで交渉すべきであると述べた。周知のように、一九六一年五月一〇日の一般請求権小委員会で日本側が韓国人個人に直接手渡すかたちで未払給与などを支払いたいと申し出たのに対し、韓国側はこれを拒絶し、「支払いの問題は韓国政府の手で行ないたい^註」と述べた。従来の研究において、外務省の「債務履行」案は韓国人個人からの証憑資料などの提示を前提とするものであったため、対日請求額の減少を避けたい韓国側に受け入れられるものではなかったとされる。だが、このような交渉以前に、日本側は「債務履行」に消極的になっていた。したがって、韓国政府が日本政府からの個人補償提案を断つたとする論は誤解というべきである。

それは後述するように、日本側はいわゆる「経済協力方式」による請求権問題の解決を目指す方針に転換したからであった。日韓請求権協定は第一条で日本は韓国に無償三億ドル、有償二億ドルの経済協力の供与を定めている。この無償三億ドルを骨子とする請求権問題の解決案が外交

文書で確認できるのは、一九六二年五月のことであつた^(註)。これは第I章で述べたように、日本政府が請求権論議を「棚上げ」にするとともに、「過去の償いということではなしに、韓国の将来の経済および社会福祉に寄与するという趣旨」の対韓経済協力を行なうことを目指した結果である。

その直後に韓国で軍事クーデターが発生し、朴正熙が政権を掌握すると、日韓会談はいつそう妥結へと加速した。一九六二年九月二四日に外務省は他国との賠償協定の金額を参考にして、韓国に対する経済協力について、「請求権処理及び経済技術協力(無償) 二億五四二七万ドル、累積債務四五七二万ドル余り、五年間かけて経済開発借款二億五〇〇〇万ドルを供与する案を作成した^(註)。これは請求権処理および無償経済協力に、当時までの日韓貿易による韓国側の累積債務を加えて三億ドルとする提案である。同年一月一日の日韓首脳会談では韓国側の対日請求権について十分な討議を経た後に、請求権問題解決のための政治折衝をすることで合意された^(註)。だが、このときには、日本側では経済協力方式による解決を目指して、議論を積み重ねていたといえよう。

一九六二年三月二二日からの日韓外相会談に備えて、外務省は次のような基本方針を立てていた。

第一に、今までの請求権をめぐる論点を改めて十分討議する。

第二に、「(i) 事実関係の確認がきわめて困難であること、(ii) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと、(iii) 全鮮分請求額から南鮮分を算出する方法は概括的ならざるをえないこと、(iv) 何らかの形で(対日講和条約第四条り項に対する「引用者注」)「米国解釈」を適用する用意があること等の事情があるため、法的根拠のある請求権の支払いという建前を貫くかぎり、支払いうるものはきわめて少額にならざるをえない」ことを韓国側に十分納得させた上で、「日本側としては十分に裏付け資料のないものや実定法上の根拠が薄弱なものでも、条理や国際慣例に照らして妥当と認められるものについては、それらをも加味して解決する用意がある」と説明する。

そして、第三に、「(i) できうれば韓国側をして請求権を放棄せしめ、これを受けて日本側から一定金額を贈与する方式」「(ii) (韓国側が(i)に感じない場合は)日本側より一定金額を贈与し、これを受けて韓国側が請求権の完全かつ最終的な解決を確認する方式」のいずれかに落着させる^(註)。

ここまで議論が進んだ段階で、日本側は総額約一億ドルの贈与という案を提示しようとしていた。なお、この方針では前述の韓国側の累積債務を「最後の切り札」として交渉の最終段階まで

【表】日本政府各省庁に関わる韓国側の個人請求権消滅対象項目一覧

労働省	(1)法令、就業規則、労働契約などに基づく賃金、退職金、旅費、労災扶助料等で未払いとなっているもの (2)事業主が保管する韓国人労働者の積立金、貯蓄金、有価証券で返還されていないもの
郵政省	(1)貯金局管轄)郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金 (2)(簡易保険局管轄)簡易生命保険、郵便年金
大蔵省	(1)(銀行関係)預貯金、手形法、小切手法上の債務、未払送金為替、掛け金、借入金その他の債務、保護預かり・担保、その他預かり物件 (2)(保険関係) (i)(損保)未払保険金、契約の無効・失効・解除などにともなう返戻保険料、再保険取引の収支戻 (ii)(生保)解約払戻金(責任準備金) (3)(有価証券関係)国債、貯蓄債券、戦国債、福券等、社債・株式 (4)(閉鎖機関・在外会社関係)供託物、新会社保管分 (5)税関保管物件 (6)通貨(日銀券新円) ※このうち、有価証券関係は「検討中」、通貨は「消滅させがたい」とある。
総理府恩給局	恩給
法務省	供託金(国外居住外国人等に対する債券の弁済のためにする供託の特例)に関する政令(昭和25年政令22号)に基づく供託金
文部省	著作権
厚生省援護局	(1)未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法および戦傷病者特別援護法に基づく各援護 (2)戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金等の支給 (3)引揚者給付金等支給法による引揚者給付金および遺族給付金 (4)戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金 (5)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金 (6)その他 (i)軍人および軍属等に対する未払給与 (ii)物品納入代等 (iii)契約解除にともなう補償 (iv)損害賠償 (v)昭和20年8月16日以後生じた上記2、3、4号の債権

出典：「日韓請求権協定署名に伴う関係法律の整備について」(1965年8月5日付、事務次官等会議申し合わせ(案))から始まる一連の史料群(外務省開示文書、文書番号1226)より著者が作成した。

留保して触れないことにしていた。

つまり、この段階で外務省は未払給与や恩給などの「法的根拠のある請求権」、すなわち植民地支配の合法性を前提とし、その法律などに則した韓国人個人の債権を放棄させ、無償経済協力による「請求権の完全かつ最終的な解決」を図ろうとしていたのである。

しかし、このときの外相会談では金額の提示には至らなかった。同年一〇月および一一月の大平正芳外相と金鍾泌韓国中央情報部長との会談によって、日本側が韓国に無償三億ドル、有償二億ドルの経済協力を実施し、民間借款一億ドル以上を約束することで、請求権問題を解決するという原則的な合意が成立した。

このように、日本政府は日韓交渉が進展しない段階において、交渉を促進させるために「債務履行」案を提起していた。しかし、李承晩政権が崩壊し、張勉政権、そして朴正熙政権が対日交渉により積極姿勢を見せると、日本側は経済協力供与による解決を目指し、「債務履行」案を放棄した。この日韓会談の経緯により、日本側は植民地支配の合法性を前提としつつも、韓国人たちへの債務を履行する機会を自ら消滅させたのである。

日韓・日朝関係を どう解きほぐすか

国交正常化交渉の歴史的経過から

よしちか・ふみとし 一九六九年生まれ。東京大学大学院社会学研究科博士後期課程修了。新潟県新潟大学
教授。著書「戦後日朝関係—国交正常化交渉をめぐって」
の原典を検証する」(英文版)、編著「五十年目の日朝関
係を振り返る—日朝関係
の原点を検証する」(英文版)、編著「五十年目の日朝関
係を振り返る—日朝関
係の原点を検証する」(英文版)ほか。
(社会評論社) ほか。

世界 SEKAI 2019.10

1 ソウルでのあるシンポジウムの光景

二〇一九年七月一八日、ソウルの東北亜歴史財団大会議室にて、民族和解協力汎国民協議会(民和協)が主催する「南北日(南北朝鮮と日本)がともにする日帝強制動員被害と解決方策」と題したシンポジウムが開催された。シンポジウムでは、植民地支配に起因する南北共通の課題として、遺骨送還、靖国神社に合祀された朝鮮人軍人・軍属などの具体的な問題や、二〇一八年一〇月三〇日に強制動員被害者の慰謝料請求権を認めた大法院判決(二〇・三〇判決)の意義、そして日朝交渉に向けた展望などが議論された。

このようなシンポジウムが開かれる理由は、植民地支配が終わってから七〇年以上も経っている現在でも、植民地支配による被害者の人権回復が実現していないからにはかならない。私もパネリストの一人としてこの会議に参加し、問題を

被害者団体の要求に応える場を別途設けたいと説得して、ようやくシンポジウムを進めることができた。シンポジウムは予定よりも一時間ほど超過し、予定されていた最後の総合討論のプログラムを取りやめて、ようやく終了した。それだけ長く感じられた会合であった。しかし、その時間の長さは七〇年以上苦しんできた被害者たちの経歴に比べれば、そのわずかな部分を共有したに過ぎない。

日本の植民地支配責任をめぐる現在の状況は決して楽観することはできない。「日本政府の韓半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」を認定した二〇・三〇判決以後、韓国では被害者が日本企業に同様の権利を訴える裁判で繰り返し勝訴している。これらの判決に従って、被害者側は日本企業との交渉を求めてきたが、一切反応がなかった。そのため、二〇一九年五月一日から被害者側は新日鐵住金、不二越、三菱重工業から日本企業の財産を差し押さえ、現金化する手続きを進めている。

これに対して、日本政府は二〇・三〇判決を「国際法違反」、つまり一九六五年の日韓請求権協定第二条に違反しているとして、日本企業にも交渉に応じないように制してきた。二〇一九年一月九日から日本政府は同協定第三条の規定に即した「紛争の解決」のための手続きに応じるよう、韓国政府

解決するためには、南北朝鮮ばかりでなく、日本の協力なしに参加が必要であることも改めて確認できた。二〇〇二年九月一七日の日朝平壤宣言や、二〇一〇年八月一〇日の菅直人内閣総理大臣談話など、日本は南北それぞれに対して、植民地支配によって「朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えた」ことを認め、「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を示している。この日の議論では、それらを踏まえて、日本政府の責任認定と謝罪内容を具体的に含む、南北朝鮮と日本による共同宣言を発表する提案がなされた。この三者共同宣言が実現すれば、日本の植民地支配責任の問題解決に向けて、大きく前進するはずである。

一方、このシンポジウムは国会議員や主催団体の代表、そして政府関係者のパネリストも出席した。そのためだろうか、フロアで参加していた被害者やその遺族たちが次々にマイクを持って、主催者らを批判する一面もあった。主催者側は彼

に要求した。しかし、これに対して韓国政府は一切応じなかった。

さらに、被害者側の資産現金化の手続きによって、日本企業の「損失」が確実にになると、七月一日に日本政府は「日韓間の信頼関係が著しく損なわれた」として、韓国向けの輸出を見直す方針を発表し、同月四日に韓国に対する半導体材料三品目の輸出規制を強化した。また、八月二日、日本政府は朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)への不正輸出の事例を理由に、軍事転用の恐れがある物品を厳格に管理していると認めた「ホワイト国」から韓国を除外する政令改正を閣議決定した。このような日本側の措置に対して、韓国政府は二二日に「ホワイト国」から日本を除外する方針を発表し、二二日に日韓軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を延長しないと発表した。韓国国内では「NO安倍」のスローガンとともに日本製品不買運動が継続し、日本の措置の不当性を訴えている。

悪化の一途をたどっている日韓関係は、北朝鮮にとっても重大な関心をもって論議されている。二〇一九年七月一九日付で「日本は被告席にいる」と題した朝鮮中央通信社論評(國際統一局通信、Korea News No.799)は、最近の日本の対韓経済措置を「根拠のない経済報復」であり、「根深い対朝鮮敵視政策の発露であり、わが国に対する許すことのできない政治的挑発である」と断じた。そのうえで、「歴史の法廷に被告として立たされている日本」は「被告席にいる自国の境遇を

しっかりと自覚し、過去の清算からせよ」と訴えた。また、翌日の同社論評「日本の未来は過去清算にある」(同前、80)では、「日本は過去にわが民族に与えた全ての被害と苦痛についてしっかりと謝罪し賠償しなければならず、それを抜きにしては平壤行き切符を手に入れることはできない」ということを認識すべきである」として、日朝国交正常化交渉再開のためには、日本が植民地支配責任に向き合わねばならないと主張した。

このように複雑に絡まった日韓・日朝関係をどう解きほぐすか。この課題に答えるために、国交正常化交渉における植民地支配責任をめぐる論議や認識について、その歴史的経過に即して整理してみたい。

2 日韓国交正常化交渉の帰結

「サンフランシスコ体制」のサブシステムとして

二〇一八年一月十九日付で外務省が公表したファクトシート「旧朝鮮半島出身労働者問題とは?」は、一九五一年の日本国との平和条約(サンフランシスコ講和条約)と日韓請求権協定第二条第一項および第三項を示しつつ、一〇・三〇判決が同協定に明らかに反しており、「日韓関係の法的基盤を覆すのみならず、戦後の国際秩序への重大な挑戦」であると強く抗議している。二〇一九年七月十九日に河野太郎外務大臣が南官村駐日韓国大使を外務省に呼んだ際には一九六五年

請求権交渉に臨む日本政府の姿勢

一九五一年一〇月二〇日に米国の斡旋により、日韓予備会談が始まった。一九五二年二月五日より、日韓会談は本会談に移行し、基本関係、財産請求権、漁業、「在日韓国人」の法的地位、船舶、文化財などの諸問題を討議した。このとき、韓国側は八項目からなる「韓日間財産および請求権協定要綱」を提示する。この請求内容は朝鮮銀行を通して日本に搬出された朝鮮産の地金銀から始まり、郵便貯金、保険金、国債、公債、日本銀行券、未払金、恩給などであり、総じていえば、植民地期の法律関係を前提にする請求であった。

この韓国側の請求に対して、日本側は植民地期に南朝鮮に残した日本人の私有財産を請求した。日本側は膨大と予想された韓国側の要求を封じようとしたのである。しかしながら、サンフランシスコ講和条約第四条b項によって、日本政府は、南朝鮮を占領した米軍政府が当該財産を接収して韓国政府に譲渡した効力を承認していた。つまり、この日本側の請求権は、「米政府の見解を待つまでもなく立論にも無理があるのを免れなかった」(一九六〇年四月五日付、外務省アジア局北東アジア課「日韓会談の経緯及び問題点」)のである。

また、請求権交渉における日本側の首席代表はしばしば植民地支配を正当化する発言を繰り返し、韓国側を苛立たせた。一九五三年一〇月一五日の請求権委員会における久保田貞一郎首席代表は、日本の植民地支配によって禿山を緑の山に変

え、鉄道が敷かれ、港湾が築かれたとか、カイロ宣言にある「朝鮮人民の奴隷状態」という言葉が連合国の戦時ヒステリーの表現であるなどと発言した。この発言により日韓会談は四年半中断した。また、一九六五年一月七日の記者会見で高杉晋一首席代表は、日本はよいことをしようとした、もう二〇年朝鮮を支配していたらよかったなどと発言した。このときは日韓会談が妥結直前の段階であったため、日韓の外務官僚が率先してこの発言をもみ消した。

日本側が韓国に対する請求権主張および久保田発言を取り消して、韓国側の請求権を話し合う段階になると、日本側は請求の一つ一つの法的根拠をただし、できる限りその金額を少なく見積もろうとした。このような交渉方式は大蔵省(現在の財務省)の意見が強く反映されたものであった(一九六二年二月七日付、外務省北東アジア課「請求権問題に関する大蔵省との打合せ」)。一九六一年五月一〇日の一般請求権小委員会でも、日本側が韓国人個人に手渡すかたちで未払給与などを支払いたいと申し出たのに対して、韓国側はこれを断った。だが、この日本側の提案は債務を誠実に履行しようとしたものではなく、請求権を名目とすれば、韓国側の期待よりはるかに低い金額にしかならないことを示すことで、韓国側の請求そのものを諦めさせようとする交渉技術であったというべきである。

日本政府はなぜ、一〇・三〇判決を「戦後の国際秩序への重大な挑戦」としているのか。日韓国交正常化交渉およびその後の日韓関係の展開から、この理由を考えることにより、一〇・三〇判決の歴史的意義を浮き彫りにすることができるだろう。

日本の植民地支配責任は極東国際軍事裁判(東京裁判)でも、サンフランシスコ講和条約でも問われなかった。日韓国交正常化交渉で財産請求権を討議する基礎となった同条約第四条は財産に関する規定であり、同条約第一四条の賠償条項とは異なる。植民地支配責任を問わないという点において、米英をはじめとする連合国列強と日本は「共犯関係」(太田修「日韓財産請求権協定で解決済み」論を批判する」吉澤文彦編著「五〇年目の日韓つながり直し」社会評論社、二〇一六年)というべきである。

日本側が韓国に対する請求権主張および久保田発言を取り消して、韓国側の請求権を話し合う段階になると、日本側は請求の一つ一つの法的根拠をただし、できる限りその金額を少なく見積もろうとした。このような交渉方式は大蔵省(現在の財務省)の意見が強く反映されたものであった(一九六二年二月七日付、外務省北東アジア課「請求権問題に関する大蔵省との打合せ」)。一九六一年五月一〇日の一般請求権小委員会でも、日本側が韓国人個人に手渡すかたちで未払給与などを支払いたいと申し出たのに対して、韓国側はこれを断った。だが、この日本側の提案は債務を誠実に履行しようとしたものではなく、請求権を名目とすれば、韓国側の期待よりはるかに低い金額にしかならないことを示すことで、韓国側の請求そのものを諦めさせようとする交渉技術であったというべきである。

なお、一九六二年二月二七日付で北東アジア課が作成した「一般請求権徴用者関係等専門委員会第四回会合」の会議録

によると、韓国側は戦争による被徴用者の被害に対する補償請求の根拠について、負傷者および死亡者の場合、日本の援護法などの法令を参考にしたと説明した。このとき、生存者については「特別の根拠はなく、精神的肉体的苦痛を考えた」と説明したものの、法的根拠を問いただす日本側から理解を得るために、植民地期の法律関係を考慮した範囲で請求したと考えるべきである。一九六〇年一月二五日付で大蔵省理財局が作成した「韓国の対日請求権について」という文書にも、韓国側の請求に「日本法令を準用しうる限りの補償金、恩給のようにある程度考慮すべきものがある」としている。

いずれにせよ、日本側としては、東南アジア諸国に対する賠償と同様に、経済協力実施により、この問題を解決しようとした。最近の研究で、このような日本政府の方針は日韓会談当初から一貫していたことが明らかにされている（金憲貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、二〇一八年。一九六〇年七月二二日付で外務省北東アジア課が作成した「対韓経済技術協力に関する予算措置について」には、請求権協議を「棚上げ」にするともに、「過去の債いということではなしに、韓国の将来の経済および社会福祉に寄与するという趣旨」の対韓経済協力実施に意義ありとしていた。つまり、日本政府は植民地支配に起因する事案について補償を行わず、韓国の経済発展に役立てるための経済協力を供与するように交渉したのである。

して「いかなる主張もすることができない」とある。ただし、この協定の合意議事録（一）の第二項（g）には、この協定で解決された請求権などに、「日韓会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』（いわゆる八項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえない」とある。

日韓基本条約第二条に植民地支配が合法であったと解釈できる余地を残し、日韓請求権協定に至る交渉で、もっぱら植民地期の法律関係を前提とする諸権利が議論されたことを踏まえれば、植民地支配を不法かつ不当として主張される賠償請求権の類いは、当初から日本側が認めていないのであるから、「完全かつ最終的に解決された」財産および請求権の範囲に含まれていないというべきである。そして、韓国に対する経済協力もまた、韓国側が主張した請求権の代価ではなく、当時の言葉を借りれば「独立祝賀金」だったのである。

3 日韓国交正常化後の措置、そして日朝国交正常化交渉

植民地支配「合法・不当」の枠内で

日本政府は日韓国交正常化以後も、被害者からの要求や韓国政府からの要請に応じて、旧日本軍朝鮮人兵士の遺骨送還、サハリン在住朝鮮人の韓国への帰国、在韓被爆者への被爆者援護法適用などについて、韓国政府と協議して、必要な措置を行ってきた。また、日本政府は、一九九三年八月四日に日

「完全かつ最終的に解決」の範囲

こうして請求権交渉は韓国側の請求項目の討議を中断し、韓国に対する経済協力の条件が議論された。その結果、一九六二年末に大平正芳外相と金鍾泌中央情報部長が無償三億ドル、有償二億ドル、民間経済協力一億ドル以上で合意した。日韓両国における強い反対に直面しながら、一九六五年六月二二日に東京で日韓基本条約および諸協定が締結され、同年一月一八日にソウルで批准書が交換された。

日韓基本条約第二条は、韓国併合条約が締結された「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」というものである。植民地支配を不法かつ不当とする韓国側から提案された「無効（Null and void）」に、これを合法かつ正当とする日本側が「もはや（already）」の挿入を提案したことで、この条文は双方の立場に即して説明することができるようになった。

そして、日韓請求権協定は、日本の対韓経済協力の実施と両国間の財産および請求権に関する問題の解決が明記されている。しかしながら、両者は併記されるのみで、請求権問題を解決するために経済協力を実施すると読むことはできない。また、同協定第二条第一項で両国間の請求権などの問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなる」とし、同条第三項に同協定締結日以前に生じた事由に基づく請求権などに関

本軍「慰安婦」制度への旧日本軍の関与を認めた河野洋平内閣官房長官談話、一九九五年八月一五日に侵略戦争と植民地支配によってアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えたことを認めた村山富市内閣総理大臣談話を発表し、日本政府の公式見解とした。この認識を基礎として、一九九五年七月に民間からの募金により財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）が発足した。

しかしながら、日本政府は韓国併合が合法であったとする認識を繰り返して表明した。一九九五年一月五日の参議院本会議で村山首相、二〇一〇年一月一八日の参議院決算委員会でも首相が同様の答弁を行った。ただ、村山首相が「韓国併合条約に基づく統治に対する政治的、道義的評価とは別の問題」として、「政府としては、朝鮮半島地域のすべての人々に対し、過去の一時期、我が国の行為により耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことについて、深い反省と遺憾の意を従来より表明してきた」と述べた。このように、河野談話や村山談話によって示された日本政府の認識は、植民地支配を合法としつつ、植民地支配によって朝鮮人に被害もたらされたとするものであり、いわば「合法・不当」論であった。この認識は日韓請求権協定で韓国人のすべての請求権が解決済みとする立場を維持しながら、この協定の「補完作業」としての「戦後補償問題」に取り組む日本政府の基本方針となった。

日朝交渉でも踏襲

一方、日朝国交正常化交渉（日朝交渉）がようやく開始されるきっかけは、一九九〇年九月二八日に平壤で発表された自由民主党、日本社会党、朝鮮労働党による三党共同宣言であり、その第一項には「三党は、過去に日本が三六六年間に朝鮮人民に大きな不幸と災難をおよぼした事実と戦後四五五年間に朝鮮人民にこうむらせた損失について、朝鮮民主主義人民共和国にたいし公式的に謝罪し、十分補償すべきであると認める」とあった。しかし、同年十一月から二月までの予備会談を経て、翌年一月三〇日から本会談が始まると、日本側は三党共同宣言に拘束されないという立場を表明し、戦後四五五年間の償いに応じず、植民地期についても日朝が「交戦関係」だったとする北朝鮮側の主張を否定した。以後、断続的に交渉が行われ、二〇〇〇年四月に北朝鮮側は植民地支配に対する謝罪と被害者が十分納得する補償を要求した。それに対して、日本側は請求権問題を経済協力で解決しようと主張した。すなわち、日本側は日韓請求権協定と同様の提案をしたのであった。

このような経緯により、二〇〇二年九月一七日に平壤で行われた日朝首脳会談の成果として、日朝平壤宣言が発表された。同宣言第二項で日本側は「過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を

らの尊厳を取り戻すための運動を継続した。二〇〇五年八月二六日までに韓国政府がすべての日韓会談関連外交文書を開示したのは、その成果に他ならない。同日開催された「韓日会談文書公開後対黄閣連長官共同委員会」は日韓請求権協定が日韓両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであり、「日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為」について未解決であり、「日本政府の法的責任が残っている」と発表したのである。

二〇一一年八月三〇日、韓国の憲法裁判所は日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求権が日韓請求権協定で消滅したか否かに関する日韓両国間の解釈上の「紛争」があるとする決定を下した。これを受けて、韓国政府は同協定第三条の手続きに従って、同年九月一五日に日本政府に対して二国間協議を提案したが、日本政府からの公式な回答はなかった。さらに、二〇一二年五月二四日に韓国大法院は、「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償請求権」が、日韓請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しいとして、釜山およびソウルの高等法院に事件を差し戻す判決を下した。この判断を確定させたのが、二〇一八年の「一〇・三〇判決」に他ならない。このような司法判断が示された以上、三権分立の原則から韓国政府としてもこれを尊重せざるをえなくなった。

大切なことなので、繰り返そう。この一連の過程は、何よ

表明した。そして、国交正常化後の経済協力実施および日朝間のすべての財産および請求権の相互放棄が確認された。日朝間の請求権交渉では前述のサンフランシスコ講和条約第四条も項が適用されないため、財産請求権の相互放棄が明記されたと思われる（劉義相「北・日修交会談の展望と韓国の対応戦略——過去清算問題を中心に」『日本空間』〔韓国国民大学校日本学研究所〕第三号、二〇一八年）。

前述の通り、日本側としては、冒頭の植民地支配認識も「合法・不当」の枠内にあると考えるはずであり、植民地支配に対する法的責任から逃れる余地がある。その意味で、日朝平壤宣言を基礎として、日朝交渉が再開される場合、日本は第二の日韓請求権協定、すなわち、植民地期の法律関係を前提とする請求のみを認め、日朝間でそれらを相互放棄し、対朝経済協力を約束するという心づもりで交渉するであろう。

4 韓国被害者による闘い

なぜ徴用工判決に至ったのか

戦後の国際秩序としてのサンフランシスコ体制およびそのサブシステムである一九六五年体制は、二一世紀になってもどうにか維持されてきた。その根幹は「植民地支配責任に対する不問」である。それはすなわち、植民地支配による被害者が被害者として認定されないまま苦しみ続けることを強いてきたのであった。しかし、韓国の被害者たちは粘り強く自

りも韓国政府にさえも見放されてしまった韓国の被害者たちが粘り強く自らの尊厳を取り戻す闘いをしてきた結果なのであり、韓国のナショナリズムや、韓国政府の「反日」政策などの問題ではない。

安倍政権における政府見解の後退

ところが、二〇一二年一二月に第二次安倍晋三内閣が成立すると、日本政府は植民地支配認識を「合法・不当」から「合法・正当」へと後戻りさせていった。二〇一四年六月二〇日に発表された河野談話およびアジア女性基金の検証結果報告書は、「いわゆる『強制連行』は確認できない」という日本政府の認識を再確認した。また、二〇一五年八月一四日の安倍晋三内閣総理大臣談話（安倍談話）は、植民地支配による加害の言及がなく、「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明した村山談話を過去化させた。同年二月二八日の日韓「慰安婦」合意はまさにこのような文脈で実現したものであった。この合意はこの問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認し、韓国政府が設立する財団（和解・癒やし財団）に日本政府から一〇億円を支出するというものである。しかし、現在の日本政府は日本軍「慰安婦」制度の強制性も、「性奴隷」という表現も否定している。日本政府は、加害事実および責任の認定がないまま、韓国政府に「手切れ金」を手渡し、責任回避を図ったのである。生活に困窮する被害者およびその遺族がそのような財団の資金を受け取ったとし

ても、被害者たちがそのような日本の立場を承認したことはないというべきである。

5

脱冷戦プロセスと植民地支配責任

サンフランシスコ講和条約が朝鮮戦争の最中に、いわゆる片面講和として締結されたことに象徴されるように、サンフランシスコ体制には冷戦論理がしっかりと埋め込まれている。日韓基本条約および諸協定もまた、中国およびソ連を背後に置く北朝鮮に対抗するために、米国や日本が韓国の体制を支えることを目指した。現在も一九六五年体制が維持されており、核兵器やミサイル開発などの問題で北朝鮮に向き合うために、日米韓三国がその緊密な連携を随時確認してきたのは、そのためである。

そして、日本は戦争賠償や植民地支配をめぐる請求権の問題をことごとく経済協力で解決し、被害国の体制安定を優先させたために、侵略戦争および植民地支配の被害者たちに対する個人賠償がほとんど看過されてしまった。日本は曲がりなりにも戦争責任を認める一方、植民地支配責任を認めない。すなわち、サンフランシスコ講和条約を基礎として確立した一九六五年体制は、冷戦論理が埋め込まれた、植民地主義体制というべきである。

したがって、この国際秩序は、脱冷戦および脱植民地化が進めば進むほど、崩壊する方向に向かうはずである。朝鮮に

おいて継続している南北対話および米朝対話は、まさに朝鮮戦争を終結させ、平和体制を構築するという意味で、この地によりやく到来した脱冷戦プロセスの核心的テーマに他ならない。そして、一〇・三〇判決は植民地支配を合法とし、さらにその正当性に回帰しようとする動きを堰き止め、植民地支配の本質とその責任を問うことで、被害者の人権回復を実現させる画期となったのであり、植民地主義体制としての一九六五年体制の質的転換をもたらすインパクトを持っているといえよう。

将来、南北対話と米朝対話が継続するなかで、日朝国交正常化交渉を再開させようとするならば、植民地支配責任の問題は避けて通ることはできない。現在のように、日本が植民地支配の合法性および正当性に固執している限り、日韓・日朝関係は複雑に絡まるばかりであり、朝鮮における平和体制構築のプロセスに参入することさえ難しいだろう。

しかし、発想を転換すれば、今こそ好機到来といえないだろうか。冒頭で紹介したように、植民地支配責任をめぐる南北朝鮮と日本の代表が会合し、日本政府の責任認定と謝罪、それによる被害者の人権回復、そして再発防止のための記憶事業、歴史教育などの約束を具体的に含む、三者共同宣言を発表することは実現させる価値が十分にある提案であるし、少なくとも、日本が北朝鮮に第二の「独立祝賀金」を払うよりも実現可能性があるだろう。